

産業廃棄物処分業許可証

住所 さいたま市北区今羽町88番地6

氏名 株式会社 パワーりめいく

代表取締役 細渕 慈貴

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項
第14条の2第1項 の許可を受けた者であることを証する。

さいたま市長 清水 勇 人

許可の年月日

平成30年10月23日

許可の有効年月日

令和5年8月4日



1. 事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）を記載すること。）

中間処分業

脱水（固定式）：汚泥（アスファルトコンクリート又はコンクリートの切断工事に伴うものに限る） 以上1種類

脱水（移動式）：汚泥（アスファルトコンクリート又はコンクリートの切断工事に伴うものに限る） 以上1種類

- ※1 産業廃棄物の種類に(*)のあるものは、石綿含有産業廃棄物を含む。
※2 産業廃棄物の種類に(#1)のあるものは、水銀使用製品産業廃棄物を含む。
※3 産業廃棄物の種類に(#2)のあるものは、水銀含有ばいじん等を含む。

2. 事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、施設場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）を記載すること。）

別記1のとおり。

3. 許可の条件

- (1) 移動式処理施設の稼働は、処理する産業廃棄物の排出場所で行うこと。
(2) 移動式処理施設で処理する産業廃棄物は、当該排出場所から排出されたものに限る。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可（届出）年月日	内 容
平成25年8月5日	新規許可
平成30年10月23日	更新許可
令和2年3月10日	変更届（代表者の変更）
令和3年10月29日	変更届（住所の変更）

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有・無

事業の用に供する施設の設置場所

さいたま市北区今羽町88番6、90番1 以上2筆 (面積536.48㎡)

処理施設の概要

施設の種類	処理能力 (稼動時間)	産業廃棄物の種類	設置年月日 許可年月日 許可番号
脱水施設 (固定式)	9.60 m ³ /日 (8時間)	汚泥 (アスファルトコンクリート又はコンクリートの切断工事に伴うものに限る) 以上1種類	平成25年8月5日 _____ _____
脱水施設 (移動式)	3.84 m ³ /日 (16時間)	汚泥 (アスファルトコンクリート又はコンクリートの切断工事に伴うものに限る) 以上1種類	平成25年8月5日 _____ _____
脱水施設 (移動式)	3.84 m ³ /日 (16時間)	汚泥 (アスファルトコンクリート又はコンクリートの切断工事に伴うものに限る) 以上1種類	平成25年8月5日 _____ _____
脱水施設 (移動式)	3.84 m ³ /日 (16時間)	汚泥 (アスファルトコンクリート又はコンクリートの切断工事に伴うものに限る) 以上1種類	平成25年8月5日 _____ _____

保管施設の概要

(処理前)

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ等
汚泥 (アスファルトコンクリート又はコンクリートの切断工事に伴うものに限る) 以上1種類	38.5 m ²	1.93m (200ℓ ドラム缶179個)
汚泥 (アスファルトコンクリート又はコンクリートの切断工事に伴うものに限る) 以上1種類	28.6 m ²	1.93m (200ℓ ドラム缶136個)

(処理後)

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ等
汚泥 (アスファルトコンクリート又はコンクリートの切断工事に伴うものに限る) 以上1種類	5.06 m ²	1.53m (7.05 m ³ コンテナ1個)